



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
7月12日
第20号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 告 示	
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	1
○ 公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）	1
公共測量実施公告（監理課）	3
一般競争入札の公告（警察本部会計課）	4
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告（高島）	5
土地改良区役員退任公告（湖東）	6
○ 議 会 規 則	
※滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
○ 雑 報	
滋賀県市町村職員共済組合平成30年度決算の要旨の公告	6

告 示

滋賀県告示第82号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和元年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 愛東外
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱8号から18号までを順次結んだ線および標柱8号と18号を結んだ線に囲まれた区域（昭和49年滋賀県告示第63号で指定した土地の区域を除く。）

市	町	大字	字	地番	標柱番号
東近江市	愛東外町		里内	763	8
〃	〃		〃	760	9
〃	〃		古殿	840	10
〃	〃		畑田	768	11
〃	〃		〃	791	12
〃	〃		〃	〃	13
〃	〃		〃	797	14
〃	〃		馬場	70-2	15
〃	〃		〃	88-2	16
〃	〃		〃	85	17
〃	〃		〃	92-1	18

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）大津びわこ競輪場跡地商業施設 大津市二本松字立原48番地1ほか

2 意見の概要

(i) 大津市からの意見

ア 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明されたい。また、当該自治会等からの要望があれば、適切な対応をお願いしたい。

イ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。

ウ 周辺道路および施設内が混雑しないよう対策をお願いしたい。

エ 施設内の警備については、特に夜間時間帯は徹底し、犯罪や事件が起こらないよう監視カメラの設置等により死角がでないよう管理をお願いしたい。

オ 視覚障がい者や高齢者が事故にあわないよう施設内について明確にわかるよう表示による安全啓発をお願いしたい。

カ 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じること。

キ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年大津市条例第27号）に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。

ク 土壌汚染の未然防止の観点から、造成等に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。

ケ 環境部環境政策課に提出された大規模建設等事業の事前配慮届出書に記載の事前配慮事項を遵守すること。

コ 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること（法令によっては、施設の設定工事の60日前までに届出が必要なものがある。）。

サ 特定施設等を設置する場合は、敷地境界において騒音の規制基準を遵守すること。

シ 当該店舗から排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む。）等するとともに、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。

ス ごみの減量化、再資源化に努めること。

セ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。

ソ 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を遵守すること。

タ 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。

チ 当該店舗の営業開始次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3に定めるところにより事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。

ツ 屋外広告物について、申請地の一部が、都市公園として供用開始された場合、都市公園部分は、屋外広告物許可地域が第3種許可地域から禁止地域に変更となるため、留意すること。

テ 平成30年8月17日付けで未来まちづくり部まちづくり計画課より付している大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインに基づく届出に係る意見について遵守すること。

ト 大津市開発事業の方法及び基準に関する条例（平成24年大津市条例第6号）、大津市開発許可制度に関する基準および都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく平成30年11月1日付け大津市指令未開第30033号の内容およびその許可条件を遵守すること。

- ナ 繁忙期（オープン時を含む。）には周辺の道路状況に合わせて交通誘導員を増員し、車両だけでなく歩行者に対しても安全確保に努めること。
- ニ 出入口の周知を徹底するため、広域的に誘導看板を設置すること。
- ヌ 店舗に起因して周辺道路に渋滞が生じた場合は、誘導方法および経路の見直しを図るなど、適宜、道路管理者と協議を行い、対応に努めること。
- ネ 実現可能な交通に伴う要望等については、状況に応じて対処すること。
- ノ 左折の入退場を徹底させるため場内において詳細な案内板を設置すること。
- ハ 当該届出地の出入口に面する道路は、志賀小学校、皇子山中学校の通学路であることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、当該校へ事前に説明願いたい。
- ヒ 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。
- (2) 地域住民からの意見
- ア 当該施設の西側にある市道幹2125号線では、現時点でも朝夕の通勤時間帯や土曜日・日曜日には慢性的に渋滞が発生している。この渋滞解消のため、右折レーンの延長、信号時間の調整が必要と考える。
- イ 地元住民の商業施設利用に当たっての利便性の向上と交通安全を図るため、市道幹2125号線に歩道の整備が必要と考える。
- ウ 県道大津下鴨線においても、錦織三丁目交差点付近では、土曜日・日曜日には激しい渋滞が生じている。この渋滞を緩和するために、当該交差点に右折レーンを設置する必要があると考える。
- エ 滋賀県、大津市が主催する住民説明会を行うべきである。
- オ 当該施設東側に計画されている県道高島大津線の車両出入口の設置を再検討すること。
- カ 県道下鴨大津線への車両増加を軽減させること。
- キ 当該施設が深夜12時まで営業することはふさわしくない。夜間の静謐^{ひつ}は守られるべきであり、おそくとも午後8時までの営業で十分である。ゲームコーナーなどは将来も導入しないこと。
- ク 当該施設は商業施設だけでなく都市公園も併設されていることから、だれもが安心安全に利用できる施設とすべきである。点字ブロックを黄色にする、段差をなくす、トイレの音声ガイド等、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）に基づいた対応をして欲しい。
- ケ 旧競輪場は、周辺住民の緊急避難場所や指定避難場所であったので、当該施設についても引き続き防災拠点としての対応を示して欲しい。
- コ 交通安全対策に万全を期して欲しい。
- サ 地域住民のいこいの場を十分に確保して欲しい。
- シ 市道幹2125線の道路拡幅や競輪場側歩道の設置が必要である。
- ス 競輪場西側出入口は安全上も渋滞対策上も設置するべきではない。
- セ 市道幹2125線の競輪場北側（柳川北付近）の横断歩道に信号機を設置する必要がある。
- ソ 施設オープン時以降も交通誘導員を配置する必要がある。
- タ 隣接する中規模スーパーへの影響を考慮して、大型スーパー建設について十分審議して欲しい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和元年7月12日から令和元年8月12日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊郷町長 伊藤 定勉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影および写真地図作成）

- 2 作業の地域 豊郷町全域
3 作業の期間 令和元年7月10日から令和2年3月31日まで

一般競争入札の公告

滋賀県警察 I C 化運転免許証作成装置の借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和元年7月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察 I C 化運転免許証作成装置(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和2年6月1日(月)から令和7年5月31日(土)まで
- (4) 設置場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(平成31年滋賀県告示第46号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル
イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品供給等を行う体制が整備されている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書
- (2) 提出期限 令和元年8月9日(金)午後5時まで
- (3) 提出場所 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 2263)
- (2) 契約条項を示す期間 令和元年7月12日(金)から令和元年8月22日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和元年8月22日(木)午後5時まで
- (6) 開札の日時および場所 令和元年8月23日(金)午前11時30分 滋賀県警察本部 1階聴聞室

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料の月額を記載すること。詳細については入札説明書による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Shiga Prefectural Police IC Driver' s License Making Device, 1 set
- (2) Deadline for tender : 11 : 30, August 23, 2019
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 - 10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2263)

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、梅原土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和元年7月12日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 荒 川 彰 彦

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	森 本 八 十 夫	高島市今津町梅原430番地 2
”	森 本 公 一	同 所355番地
”	石 田 治 雄	同 所767番地
”	中 田 正 敏	同 所727番地
”	中 田 悟	同 所581番地
”	中 田 多 市	同 所712番地
監 事	森 本 隆 夫	同 所337番地 1
”	石 田 清 隆	同 所701番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	森 本 治	高島市今津町梅原328番地

〃	森 本 公 一	同	所355番地
〃	石 田 清 隆	同	所701番地
〃	中 田 正 敏	同	所727番地
〃	中 田 悟	同	所581番地
〃	中 田 多 市	同	所712番地
監 事	森 本 隆 夫	同	所337番地 1
〃	石 田 与 志 雄	同	所774番地 1

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、愛西土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年 7月12日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 南 重 治

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	中 川 正	彦根市田附町70番地

議 会 規 則

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月12日

滋賀県議会議長 生 田 邦 夫

滋賀県議会規則第1号

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則（平成15年滋賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別記様式第1号注4、別記様式第4号注3および別記様式第5号注中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

滋賀県市町村職員共済組合平成30年度決算の要旨の公告

滋賀県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。

令和元年 7月12日

滋賀県市町村職員共済組合理事長 小 椋 正 清

損益計算書（自平成30年4月1日、至平成31年3月31日）

（単位：千円）

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	保健(憩い の里湖西)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
負担金	4,826,315	13,720,638	710,347	154,547			193,813	166,672						19,772,332
掛金(保険料)	4,896,214	8,598,720	710,347					159,316						14,364,597
収入										23,080				23,080
施設収入・商品売上														
連合会交付金	774,389						91,079					198		865,666
利息及び配当金	273				6,586	7,047	95	55	26		933,250			947,332
その他の収入	214,313						18	3,386	974		4,664	22,086	1	245,442
他経理から繰入							38,657			99,859				138,516
前年度繰越支払準備金	662,805													662,805
計	11,374,309	22,319,358	1,420,694	154,547	6,586	7,047	323,662	329,429	24,080	99,859	937,914	22,284	1	37,019,770
支出														
給付	4,628,702													4,628,702
役員給与							137,865	27,761	3,187	7,122	19,145	5,782		200,862
厚生費							89	148,671			13	3		148,776
特定健康診査等費								30,351						30,351
旅費・事務費							13,667	3,157	171		1,083	745		18,823
商品仕入										153				153
飲食材料費										4,325				4,325
委託費							3,883	4,321	396					8,600
賃借料							4,409	1,110	585		4,766	1,540		12,410
普及費							1,793	1,094	3,409		579	583		7,458
支払利息					6,586	7,047				577	710,817	13,626	1	738,654
負担金							21,500	3,826	4,406	8,840	3,392	1,036		43,000
連合会払込金	127,342	22,319,358	1,420,694	154,547			86,108					1,746		24,109,795
連合会拠出金	361,266													361,266
病床転換支援金	10													10
老人保健拠出金	0													0
退職者給付拠出金	19,716													19,716
前期高齢者納付金	2,607,162													2,607,162
後期高齢者支援金	2,049,850													2,049,850
介護納付金	811,517													811,517
他経理へ繰入	38,657							74,756		25,103		25,103		163,619
その他の支出	6,666						43,735	19,837	44,756	21	655	249		115,919
次年度繰越支払準備金	659,152													659,152
計	11,310,040	22,319,358	1,420,694	154,547	6,586	7,047	313,049	314,884	61,388	41,663	740,450	50,413	1	36,740,120
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	64,269	0	0	0	0	0	10,613	14,545	△ 37,308	58,196	197,464	△ 28,129	0	279,650

貸借対照表（平成31年3月31日現在）

（単位：千円）

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	保健(憩い の里湖西)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
資産														
流動資産	1,615,493	1,333,518	89,579	641	53,586		343,176	308,008	152,768	28,451	1,192,818	70,635	974	5,189,647
固定資産					1,240,000		18,198	201	231,940	1,548,089	72,780,456	1,638,824		77,457,708
繰延資産							960	22			13			995
資産合計	1,615,493	1,333,518	89,579	641	1,293,586	0	362,334	308,231	384,708	1,576,540	73,973,287	1,709,459	974	82,648,350
負債														
流動負債	19,348	1,333,518	89,579	641			10,290	22,698	273	41	69,993,548	56		71,469,992
固定負債	659,152				1,293,586		113,980	15,116		24,856	78,396	1,314,372		3,499,458
負債合計	678,500	1,333,518	89,579	641	1,293,586	0	124,270	37,814	273	24,897	70,071,944	1,314,428	0	74,969,450
資本剰余金										383,010				383,010
利益剰余金	936,993						238,064	270,417	1,425	1,551,643	3,901,343	395,031	974	7,295,890
欠損金														0
資本合計	936,993						238,064	270,417	384,435	1,551,643	3,901,343	395,031	974	7,678,900
負債・資本合計	1,615,493	1,333,518	89,579	641	1,293,586	0	362,334	308,231	384,708	1,576,540	73,973,287	1,709,459	974	82,648,350

